平成24年度第1回山梨県森林環境保全基金運営委員会 会議録

- 1 日時: 平成24年7月26日(木) 午前10時30分~正午
- 2 場所:ホテル談露館 山脈
- 3 出席者(敬称略)

(委員) 木下 眞邦、木平 勇吉、佐藤 孝之、田中 美津江、仲澤 早苗、宮澤 由佳、依田 忠 (事務局) 安藤森林環境部長、長江森林環境部技監(森林整備課長事務取扱)、大堀森林環境総務課長、 石原みどり自然課長、中山林業振興課長、江里口県有林課長、保坂税務課総括課長補佐、 森林環境総務課企画担当(3名)

- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 会議次第
 - (1) 開 会
 - (2) あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 委員長の選出について
 - (5) 議 事
 - ①森林環境保全基金について
 - ②今年度事業の概要について
 - ③その他
 - (6) 閉 会
- 6 議 題
 - (1) 委員長の選出について
 - (2) 森林環境保全基金について
 - (3) 今年度事業の概要について
 - (4) その他
- 7 議事の概要
- (1) 委員長の選出について

司会:

次第の 4「委員会の選出について」であります。委員長につきましては、要綱によりまして委員の互選により選出することになっております。選出につきまして、いかがいたしましょうか。

委員:

学識経験が豊富な東京農工大名誉教授の木平先生が適任かと思います。

運営委員:

一拍手一

司会:

それでは、拍手もございましたので、木平委員に委員長をお願いしたいと存じます。木平委員には恐れ 入りますが、委員長席にお移り願います。

それでは、木平委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

委員長:

(あいさつ)

司会:

ありがとうございました。要綱上、委員長代理については委員長が指名することになっています。木平 委員長、ご指名の程、お願いします。

委員長:

仲澤委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

運営委員:

一拍手一

司会:

それでは、よろしくお願いします。

(2) 森林環境保全基金について

司会:

これより次第の5「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。 よろしくお願いします。

委員長:

では、まず資料に従いまして、議題に入ります。「森林環境保全基金」とは何かということについて、事務局から説明をお願いします。

事務局:

(森林環境総務課長から資料1により森林環境保全基金について説明)

司会:

ありがとうございました。森林環境保全基金について、要点を説明してもらいました。これについて、 ご質問あるいはご意見がありましたら、どうぞお願いします。

委員:

このパンフレットは、今年度作ったものですか。

森林環境総務課長:

そうです。

委員:

仮に10年前に作ったとしても、こういうものになっていたのではないかという気がします。平成14年に作っても、こういうものになっていたのではないか、と。分からないのは、なぜ今、この税金が山梨で、ということです。もう30近い都道府県で始まっていますけれども、山梨は、なぜ今なのか、という点について教えていただきたい。

委員長:

なぜ、今、山梨県で、こういう制度が始まるのか、というご質問の趣旨ですね。事務局、お願いします。

森林環境総務課長:

各県でいろいろな取り組みをしている中で、御案内のとおり30数県で既に導入されているということです。そういう意味では、山梨は決して早いわけではありませんが、これまで森林が荒廃しているという現状を認識しながら、それに対してどういった財源をもって、どういった施策を展開するかということについては長い議論がありました。この1年で税を立ち上げて、導入にいたったわけですが、その前に前段がございまして、いろいろ歴史がありました。先ほど、税制懇話会のことについて、平成21年度ということを申し上げましたが、さらにその前から、税制の在り方や森林整備についての議論をするなかで、最終的にこの段階で、平成24年度からの森林環境税の導入ということで集約された、とご理解いただきたいと思います。

特に山梨県の場合は、森林県です。荒廃が進んでいる中で、当然これまで国からの補助金などいろんなものを活用して進めてきたわけですが、安定的に荒廃した森林に対応していくためには、県民の皆さんに広くご負担をいただいて整備をする必要があるということで、最終的にこのようになったということです。

委員:

疑問に思ったのですけれども、77.8%が森林ということですが、県民の約何割が森林地域にすんでいるのでしょうか。たぶん、これは、まるっきり逆の数字になってきてしまう。僕は20年近く森の中に住んでいますが、100人の方に「森の中に住んでいるか」と聞けば、全員の方からそういう答えは返ってこないでしょう。つまり、確かに80%近い数字なのですが、森というものに対しての県民の方達の認識は、逆にそれほど高いものではないのでは、という疑問があるのですが、どうですか。

森林環境総務課長:

確かに、山梨の場合、土地利用計画で考えてみましても、森林、農村それから都市計画区域といったときに、多分に森林地域というものは後背地として山梨の土地を囲んでいる状況の中で、山村も当然含まれているわけですが、森林に対してあい対するという考え方は少ないと思われます。そのあたりについては、特に県民意識調査などの数字をもってご説明できるものではありませんが、そのように考えています。

委員長:

いかがでしょうか。今おっしゃったのは、山の中に住んでいる人は非常に少ない。従って山に対する認識というものは低いのではないか、というご指摘というか、御意見ですね。

委員:

私も全く同じ意見をもっております。森林環境税を、今、取り入れる。2、30年くらい前から言われている森林の荒廃につなげるための森林環境税だということは、言っても意味がないのではないか、という疑問をずっと申し上げてきました。ですけれども、森林環境税で今回いいことは、私もそうなのですけれども、県民全体で森の大切さを知るという意味で、県民全体で負担ということは、私は非常に価値のあることだと思います。そういう解釈をしておりまして、これが森林整備の部分に2億何千万円ということがどれくらいの役に立つのか、ということについては正直疑問ですけれども、広く県民に意識をしていただくという意味での1人あたりの500円というのは実にいい税だと、このように解釈をしておりますけ

れどもいかがでしょうか。

委員長:

この税金の使い方は、山の手入れそのものの意味もあるのですけれども、より大きいものは県民の森林に対する意識を喚起するというような意味が深いのではないかということでした。

委員:

本当にその通りだと思います。意識をどういうふうに持ってもらうのか、その方法論というものが具体的に現れてきていない。格調高く概念はできているのだけれども、具体的に何をするのかという部分が、伝わってこない。僕たちに伝わってこないということは、意識が若干希薄な一般の方達にどうやって伝わってゆくのかという部分を非常に危惧しています。

委員長:

ありがとうございます。疑問などは、このあとの議題である今年度の事業の内容についてもご提案いただきます。やはり県民の意識を高める。そういうことについて具体的にどうしたらいいか。概念的に県民に掲げるだけではうまくいかない、というようなご意見でした。

他はよろしいですか。ありがとうございました。それでは、じわじわとこのあとも税金の意味や内容について議論されていくことと思いますが、とりあえず次の議事に移りまして、「今年度事業の概要について」の説明をお願いします。

(3) 今年度事業の概要について

事務局:

(森林環境総務課長から資料2により森林環境保全基金について説明)

委員長:

ありがとうございました。それでは、今年の事業の計画について、委員の皆様からご質問、ご意見等が ございますか。

委員:

質問が2点あります。

1点は、NPOではなくて業者にやっていただく事業だと思いますけれど、森林環境保全推進事業について、森林整備課と県有林課とありますが、この事業には県有林も入っているのでしょうか。

森林整備課長:

具体的には、荒廃森林再生事業、里山再生事業、広葉樹の森づくり推進事業の3つの細目に分かれています。広葉樹の森づくり推進事業に関しては、県有林を公益的なものに移行していくというところで実施するということで県有林も含まれます。それ以外は、私有林を対象としています。

委員:

わかりました。それを質問いたしましたのは、私どもは県有林で活動しているのですが、NPOその他の団体が県有林の部分については申請を受け付けてもらえないという話だったので、質問しました。

それともう一つですが、社会全体で支える仕組みの中の森林体験活動支援事業と地域の森づくり活動支援事業についてですが、これは私の承知する限り、緑化推進機構の活動と同じ内容のように思えるのですが、どういう違いがあるのでしょうか。

委員長:

1点目は、森林環境保全推進事業の対象地は大部分が私有林で、広葉樹の森づくり推進事業だけが県有 林内の事業を含むということでした。2点目は、緑推基金との役割分担や違いはどういうことなのか、と いうことですね。

みどり自然課長:

緑化推進機構におきましては、みどりの募金という募金により、さまざまな活動への支援をしております。今、委員からご指摘のとおり NPO や社会貢献団体が行うことに対しても支援をしております。

税事業を導入するにあたりまして、緑化推進機構の事業の内容とすみ分けを行うということで、事業細目によりまして事業実施の区分をさせていただいております。

実際には、それぞれ事業の内容ということになりますけれども、まず森林体験活動支援事業については、 学校林を持たない学校などが体験活動を行うような場合、県有林だけでなく例えば金川の森のような公園 であるところといったように、学校林でなくとも森林体験ができるというような仕組みで実施させていた だいております。

次に、地域の森づくり活動支援事業ですが、こちらについては事業主体についてより柔軟に考えておりまして、社会貢献団体というだけではなく地域における地域活動団体につきましても、森づくり活動への参加を支援するというような形で、緑化推進機構とは、それぞれ細部の内容について分けております。

委員:

現実に使わせていただいている立場の人間としては、非常に分かりにくい、ということを申し上げたいと思います。それともう1つですね。地域の森づくり活動支援事業の予算が500万円あるのに2件の事業しか決まっていないという現状を、私どもの立場から言わせていただきますと、補助率が2分の1以内の事業というのは、相当実力のある団体でなければ自己資金の持たない団体が多いということです。そういう意味でおきましたら、県民に広く知っていただくというのであれば、森林体験活動支援事業の補助率が10分の10であるならば、地域の森づくり活動支援事業も10分の10ということで支援をしていただけないと。実力のある団体というのは、数が限られてしまいます。私どもも、元もとお金がない団体ですから、自分達でお金を出せということになると、出来ないということです。それからもう一つ、これは私どもの勝手なものですけれども、私どもはいくつか事業をやっておりまして、そのなかで1団体につき1つの事業しか申請できないということになりますと、こういう点でも限られてきてしまいます。

これは希望として聞いていただきたいのですが、私どもは県有林の活動をやっているのですが、特異な例なのかもしれませんが、当初の計画よりも獣害対策にお金がかかってきました。途中で計画変更をいたしまして、獣害対策に対して約5千万円を調達しなければ県有林が守れないという実態があるのですけれども、例えばそういう特殊な例に対しては何らかの形でこういうものを使わせていただけると大変有難いと思います。

もう1つ、もし金額が余った時には、甲斐の木づかい推進事業にもう少し予算を付けていただけるような状況にしていただくほうがいいのではと思います。県民に、山梨の森林県から出た材を使うことがいいことですよ、森に返すことですよ、という意味であれば、もう少し木づかいに追加していただくことのほうが、効果的な使い道になるのではないか。見えるということも、今回の税の使用目的には入っているはずですから、そういうことをお考えいただきたいと思います。

委員:

いろんな団体に参加するたびに、今度の税金は業者と山梨県のための税金じゃないのか、ちょっと説明してくれ、ということになります。そういったことからも、先程から言われているように、目に見えるような事業をして欲しい、というのが一番です。いろいろな話をしていると、地主さんは山を良くしてくれるのだから税金を使っているということは分かるけれど、俺たちはどこをやっているのかも全く分からな

い、と言われます。そういうことがはっきりと分かるような事業をしてくれないと、何か、税金を、500円をただとられていることになってしまうのだと思うのです。

各市町村では、今、松くい虫とかいろんなことで山が荒れている。特に民地が荒れているのです。ひとつの山を、例えば、お寺の所有の山で10haとか持っている山をこういうお金を使って、例えば、花の山にしていく。今、他の県に行けば、桜の山の公園などでは人が集まってきたりしているので、例えば石和の駅の裏にある山をそういうような山にしたら、すごいメッセージを発することになるし、一般の人にも、これを森林環境税でやっているんだよ、とよく分かるし、そういう事業が出来たらやってほしいなと思います。

我々も事業に携わってもので、やはり県民の皆様にも、こういう税金を使って、こういうことをやっているのだということを表してもらいたい。

先ほど委員長のほうから、神奈川県ではほとんどの人が税の使われ方を分からないという話をしておりましたが、田舎だと結構そういうことは厳しいですよね。なぜかというと、山梨県は、私達のように仕事をしている業者が結構いますので、そういう人達のための税金でないか、と言う人達も結構います。そんなところで、やはりはっきりとこういうことをしているんだよ、とみんなに分かるようなということが出来たらいいなと思います。

委員:

森林環境保全推進事業がこの事業費の9割ということなのですけれども、全体的に整備する2万haのうち、今回はこの面積を計画しているわけですけれども、県有林は問題ないと思うのですけれども、民有林の場合は所有者がはっきりしない箇所もたくさん出てくるのではと思います。その辺の対応はどのように考えていますか。

委員長:

それでは、民有林、私有林の境界あるいは所有者について、不透明あるいは不確定のところをどうする かということでした。

森林整備課長:

2名の委員からご指摘のありましたことについて、あわせて順次お答えします。

1点目は、山を整備して地域でどんなことをやっていくか、見えるようにすることも重要じゃないか、ということでした。松くい虫で荒れた跡地をきれいに花の咲くように整備していくという例えもございました。そういった地域のいわばシンボリックな山を整備していくというようなものとしては、例えばこの里山再生事業のようなものは、広葉樹の樹種の選定を地元でどうするかということもありますけれど、非常に有効に使える可能性も秘めていると思います。そういう提案があったときには、どういうメニューがあっているのかということや、どういったところが適地なのかということについて、現場のほうで地元の所有者の方との打合せをするようにしていきたいと考えております。

それから、2点目の所有者が分からないようなところの対応です。今、ご質問内容の前段で約2万haの荒廃林があって、というようなお話しがありましたけれども、これは、この事業を使って一年で解消できるものではございません。順次やっていくということになりますので、やはり初年度におきましては、あらかじめ分かっているところからやっていくことになります。順次、荒廃林を解消していくなかで、そういった所有者が分からないというところに立ちあたることになります。そのことにつきましては荒廃した森林だけではなくて、他の事業も含めて森林整備が進んでいるということもありますので、そういったところがパッチ状に残ってしまうということが、確かにございます。

そういったところについては、森林整備の事業だけではなく、地積調査ですとか、いろんな事業がされておりますので、そういう事業とあわせて所有者の把握に努めていって、優先順からすると、まだ分からないから後年次になるのですけれども、順次進めていくなかで確実にそういったところもカバーしていくようにします。地域のほうでも、残った場所、今年やる場所ではなくて、来年、再来年どこをやっていこ

うかというなかで、優先度、順序を見ながらそういったソフト的な対応についても進めていきたいと考えています。

そのためにも、森林所有者の確認、把握ですとかのソフト的な対応についてもメニューの中に入れているということでございます。

委員長:

よろしいですか。

委員:

僕が気になったのは、先ほどのNPOに対してということです。

失礼な言い方なのですが、金銭的な面でも非常に弱体な組織が多いと思います。山梨で、特に森林関連というところでは。今、NPOは非常に厳しい状態で、成果を求められている。つまり形になるものを残して、それを結果として報告していかないと補助金が得られない、寄附金がもらえない状況にあります。NPOの若い方達が、10万円以下の給料、給料という言い方が正しいのか分かりませんが、そんな金額で作業に従事していくという、非常に難しい状態になっています。

それは今に始まったことではなくて、中越地震のときに僕は新潟にいましたし、この間の東日本大震災の時も気仙沼にいましたけれども、NPOはどこも厳しい状態です。ましてや、こういう森林関連の場合には組織自体が弱いので、ある程度柔軟な県のほうからの対応がないと一緒に何かをやっていくというときについて行けなくなってしまう。あるいは、袂を分かたざるを得ないというようなことになってしまうと思いますので、もう一度NPOの現状というものを精査されて、どうやったらいいのか、どういったことを一緒にやっていくのか、ということをまずやっていただきたいと思います。

委員長:

では、お答えいただけますか。

みどり自然課長:

地域の森づくり活動支援事業費補助金についてです。全体事業費として500万円用意しているという事業でございます。先ほど、事業効果として、事業の担い手としてのNPOというものは非常に力が弱いから、事業効果として担い手となるのであれば、資源、財源、人的というような面からいっても、財源的にはもう少し高い補助にしてくれないか、というようなご指摘もあったかと思います。本事業の内容として、森の役割について理解を深め、社会全体で森づくりを、森を守り育てる気運醸成をはかるという意味で、大きな意味での森づくり効果というよりも、森に対する、森づくりの重要性ですとか、体験という部分を含めまして、是非、森の中に入っての活動を通じて、改めて森を考えていただきたい、という部分もございます。ですので、森づくりを促進するという部分と、もう少し離れたところで、森づくりに関する気持ちを醸成するという意味ですので、事業の規模を大きくしてそれに伴う財源を用意するというよりは、そういう機会を作っていただきたいということです。

そういう意味では、実はこの資料内容に補助率2分の1で、25万円を限度とするとなっておりますが、これについては、相当小規模、例えば地域の方達の林業を体験してみたいというような事業に関しても採択するものです。ですから、25万円あるけれども、必要な事業費の全体で50万円の事業をやってくださいという意味ではなくて、例えば3万円、5万円というような事業であっても、おやりになっていただいて、内容によってよろしければ、補助金として2分の1を助成する。そういう体験をしていただくという意味ですので、ある意味で事業費を大きくしますとそれを担う力は非常に難しくなってまいりますけれども、体験していただく要素として小規模のNPOですとか、それぞれ里山の近くにいる村の人、あるいは地域を愛する人達がちょっと活動してみたいといった時にも、2分の1の支援というものが、小さいものかどうか、という判断は、しっかりしていきたいと思います。

委員長:

私、司会をしておりまして、最初の委員の意見に対する議論がなく、異なる方向にいってしまっているのですけれども、委員が最初におっしゃったのは、地域の森づくり活動事業費補助金について、2分の1補助は、非常に辛い、ということでした。あるいは、事業の内容として、いろいろな特別な事業の支障が出て、そういうものに柔軟というか、例外的な扱いについても考慮が必要ではないか。こういうご指摘でしたね。

みどり自然課長:

もちろん本事業につきましては平成24年度が初年度ということもございまして、しっかりと効果の出 方そして事業の実施状況ですね、果たして県民のこの事業に対するニーズはどんなものか、といったもの を含めて、これからの事業を進めます。モデル事業というようなものの実施状況も勘案いたしまして、さ らなる改善をしていくというかたちに持っていきたいと考えております。

委員長:

小さい団体ですね。つまり、極端に言えば、会費を全部出しても足りないということで、とても2分の 1という補助率というものは、大きな負担になると思います。

委員:

今年はもう変えられないわけですね。

森林環境総務課長:

基本的にそういうことでございます。

森林環境部長:

今の補助率ということでお話しさせていただくと、森林体験活動の学校の生徒がやるものについては、全額出しています。民間の方がされるものについては、2分の1ということでしています。森林体験活動支援事業でどうしてなのかというと、教育的な配慮があるということです。ですから、それは財源を10分の10出してもいいのではないか、という考え方がひとつあります。地域の森づくり活動支援事業、民間の方がされる事業について、それを全部税金として出していいのかどうか、ということには議論があるとは思います。

全部税金、100%税金で出すということは、それは全部、公の事業としてやるという考え方とほとんど同じになってしまいますから、全額出してやるということがいいのかどうかという、税金を特定の団体の事業の全額を税金で支払うということがいいかどうかということは、もう少し検討する必要があると思います。確かに事業実施側に2分の1の負担というものが重いということがあるのでしょうけれども、ある団体がやる事業に全額税金が投入されるということに、今度は、果たして納税者の理解が得られるかという部分も考えなくてはいけない。この点も含めてですね、これからの検討とさせていただきたいと思います。

委員長:

委員の意見の一番最初のものは、費用の部分の説明というか制度が、ちょっと複雑で分かりにくいという指摘がありましたね。こういうものは、やはり明快に文章の中に入れて、どういうものが申請できる、それから、どれくらい支援を受けられるというような、その辺の分かりやすさが必要ですね。

委員:

NPOが事業するのは、確かにひとつの段階でしょうけれども、その内容そのものですね。例えば、お 弁当を持ってくる、ですとか、足代。例えば、車で行かなければならない。そういうものは、当然事業費 に含まれないわけです。事業費というのは、あくまでも森林整備のための事業費なので、そこに税金100%を投入するという、啓発の意味でも。そういうことは、どちらが正しいか、どういう判断をすべきか、私にはそういうことは分かりませんけれども、基本的にはNPOなり団体が事業をする場合も、持ち出しがないわけではまったくありません。今までも、私どもが補助金をいただいていても、補助金対象外というものがございまして、それが大半を占めていて、補助金の対象になる部分というのは、あくまでも森林整備に限りますので、その辺を是非ご配慮いただければありがたいな、というように思っています。これは、要望ですので。

委員長:

ありがとうございます。普及啓発というのは、NPOの活動が盛んになるという意味も、大きい意味があるかと思うのですね。やりづらい制度だと、NPOは、数は増えないし、活動は拡大しない。その辺も検討いただければと思います。

委員:

お二人の委員からあったお話しなのですけれども、急がないとまずいな、と思います。森の中に、今、入ると大変なことが起きています。例えば、木でいきますと立ち枯れ状態のもの。僕は、もう20年間、薪ストーブを使っていますけれども、当初は森から1年に一本ずつ伐ってくればいいというようなことをやっていたのですが、ここ3年は、もう伐る必要がありません。もう、立ち枯れの木を処分していくだけで精一杯なのです。ここでまた新たに別の問題が。コナラの20センチぐらいの小立になった4~5本がまとめて枯れているというような状態が起きているのを見て。これが植物だけでなくて動物のほうも。今、うり坊とかタヌキの毛が全部抜けてしまうというような病気が森の中では、はやっています。

あるいは、今年は異様にダニが出てくるのが早かった。雪のある状態からも出てきます。あるいは、昨日、猟師さん達と話をしていたのですけれども、「今年はクワガタ、カブトムシが全然いない」と。というように、森が荒廃しているというだけじゃなくて、何か、その先のことが少し見え始めている。

ですから、確かに所有者問題とかいろいろとあると思いますけれども、それをなんとかこえた方法というものを考えていかないと。考えているうちに、また今でも追いつかないのに、また追いつかなくなる。ですから、その辺のスピードの要求ということについて聞かせていただきたいと思います。

森林整備課長:

今、大変山の状況が厳しくて、うかうかしていると非常にまずいことになってしまう。そういう緊急の 状態だというご指摘かと思います。

順次やっていくというご説明をしましたけれども、荒廃森林の整備の事業でいきますと、荒廃の程度などを見ながら、立ち枯れそうだ、というようなところをもちろん優先してやっていかなければいけないと思うところでございます。

ここで、林業技術用の概念ですけれども、山の混み具合を指数化してはかる手法がございます。収量比数といいますけれども、それが、1という数字になると、もう自然に枯れてしまう。これは、もう行くところまで、行ってしまったという状況です。それが、0.85以上という非常に高い状況以上のところを箇所として選定するように考えております。なので、そういう緊急性のことも、もちろん見ながらやっていきたいと考えております。人工林整備という例えでございましたけれども、現場を預かる職員もいますので、山の全体よく見ながら、優先度を見ながらやっていきたいと思っております。

委員:

今、県内に4つの法人会がありまして、その青年部としまして、子供達への教育活動を4部会があちこちでやっております。そのなかで、子供達に税の大切さとかを勉強していただくのですけれども、森林環境税を今年度から取るということで、いずれは子供達にも関わってくるということもありますので、法人会としましても、その辺の勉強会というか教育活動というもので説明をしたいと思います。今、子供達に

関わるものが、ここでいう体験活動事業とかありますけれど、来年度以降にもし可能でしたら、子供達に、 将来的に税を担う子供達に森林の大切さを県としてもアピールしていただきたい、と思います。

委員長:

私も、その趣旨は非常に大切なことだと思います。

委員:

専門家の先生方がたくさんいらっしゃる中で、私は、たぶん消費者側の、税金の使い道ということで委員をさせていただいていると思うのですが、県産材については、一昨年前に県産材100%の保育園を建てさせていただいて、その素晴らしさ、それからまさに地元の木から恩恵を受けているということを体験している身として、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まずは、この森林環境税の運営委員として、県民からお預かりしている貴重な財源をどう使うのか、ということがこの委員会の課題だと思うのですけれど、最初に先生からお話しのあった無関心ということが一番いけないことであって、無関心を関心に変えるためには、やはり広報啓発活動というものは、実は非常に力をいれなければいけない問題でして。NPO活動が進んでいる国では、寄附金で財源をほとんどまかなえているといっても過言ではなくて、そのために相当な努力をされているということですね。

そこで、私は、2点提案させていただきたいのです。まず、ビジョンを示すということです。森林環境 税を導入したことで、どう変わっていくのか。とりあえず今年は、去年と明らかに億単位でお金が違うわ けですから、「昨年となんら変わらないじゃないか」というものではいけなくて。それは、もう目に見える べきものであると、私は個人的には思います。

要はビジョンが必要で、「今年からこれが入ったお金で、こうなるであろう。もし、入らなかったらこんな大変なことが起きる」。もしくは、先ほどの委員の悪い話を聞いてびっくりしたのですけれども、「こんなことがもうすでに起きている」ということを伝える。ある程度、これを有効に使うと、5年後、10年後、20年後、50年後、100年後に山梨の環境は、こう変わるというようなビジョンを示していただかないと。私は委員として、「環境税ってどうなの」って。要は専門家以外の方、子供だったり、お年寄りに聞かれた時には、分かりやすいかたちで「この税金を使うとね、山梨の環境がこう変わるんだよ。例えば、水も保証されるんだよ。空も、空気も」というように、ビジョンを示すということ。やはり、こういうパンフレットは、専門家には分かりやすいかもしれないですけれども、私は子育て支援の分野ですけれども、海外の非常に豊かなNPOのパンフレットを見ますと、ものすごく分かりやすく出来ているのですね。

「これをうまく使うとこうなるよ。使わないとこうなるよ」というような。そういった分かりやすいビジョンを示していくということが、1つ。

2つ目はですね、この無関心の原因が、「自分の課題じゃないだろう」ということにあるのですね。例えば、私のお友達も言っていました。「いいよね、小菅と早川の子供は」って。こういう切り取り方をするのですね。直接、自分の子供に関わらないと、この活動は良いとは思えない。

いや、そうじゃなんだよ。早川と小菅の子供達が、まずは体験して、こんなにいいこの机をずっと愛した。そして、子供達が大きくなってやがてそれを広めていく。または、ここがうまくいけば、いつか甲府市だって、中央市だって、ということを期待させる。

「森林なんて私行かないもん」とか。「住んでないもん」とか。「関係ないもん」とか。多分、そういう 思いをさせてしまう、状況にあるであろうというように思います。つまり、森林が荒廃すると、私達に、 直接に、実際影響があるわけですよね。ただ、それを感じていないということがすごく問題で。森林が荒 廃して、私達の日常の生活にどう危機が及ぶのか。もしくは、どう良くなっていくのか、ということをも う少し、皆様の知恵で分かりやすく説明していただきたい。

つまり、ちょっと例を挙げますと、私は子育て支援で、「うち子供いないから」って言われちゃうのですね。あの少子化対策に何兆円なんて言われると、「孫もいないし」とか、「私、結婚するつもりないし」とか。そういう問題ではなくて、この地球上の子供達が未来になっていくわけだから。自分の子でもあろう

がなかろうが、あなただっていつかオシメ替えてもらう立場になった時に、機械的に時間が来たからオムツ替えることでいいのか。もしくは、「気持ちが良いですか」、「今日は困っていませんか」って、心のある、思いやりのある子供を育てていかなくてはいけないのでは、と。自分の課題となると、「あっ、じゃあ大事だね」、「あっ、大切だね」ってことになるのですね。

つまり、この森林環境税を「へえ、取られちゃったね。でも、知らないよ」ということにならないような、分かりやすい広報啓発活動に、是非お金ではなくて知恵を絞っていただきたいな、ということを思いました。よろしくお願いいたします。

委員長:

ありがとうございます。どうぞ。

森林整備課長:

全体の事業の PR、周知のようなことにつきましては、先ほども、森林環境総務課のほうから説明がございました。今の段階では、こういう制度が始まります、というスタンスでの PR にとどまっています。 実は、私の森林整備課は、使わせていただく、この事業の中でも大部分を執行させていただく担当でございまして、今、ご指摘のようなことを分かりやすく、この事業でこう変わった、というものをですね、見ていただかなくてはいけない、ということは痛切に感じております。

ちょっとエピソードをご紹介しますと、先般、神奈川県の幹部職員の方が「事業予定地を見たい」ということで、山を案内したばかりでございます。実際、先ほどの混み入っている指数があるのだという話をしましたけれど、こんなに木が混んでいて、森林の中が真っ暗で、草が全然生えていなくて、それをそのまま放置したらどうなるのです、というところお話しして。それから、この事業につきましては今年から始めますので、まだ実績は上がっていないわけではございますけれども、別の事業で、幸い間伐が進んできたところがありまして。一昨年やったところですが、そこがちょうど草がだんだん生えてきているという経緯が見えるものですから、そういうところの山の案内をしていきながら、まだ着手していないけれども、こういうことを進めていきたいのだというご説明を現地のほうでさせていただきました。

そういったところを、また、来年度以降に実績があがって、1年、2年たっていくなかでですね。事業担当としては、やはり「やりっぱなし」ということではなくて、県民あるいは下流域の皆さんに分かっていただきますように、どうやったら、その辺のところをうまく分かりやすくプレゼンテーションできるのか。あるいは、お子さんまで含めてですね。どうやったら分かっていただけるのかな、というものを日常から意識して、日々の事業を進めていきたいなと、事業担当としては考えております。

全体のプレゼンテーションとしては、まさしく部をあげてということに、また、県をあげてということになりますので、そこは協力しながら、現場担当としては材料を提供していきたいと考えております。

森林環境部長:

今のことを補足させていただきますと、ひとつは、なかなか税金を取られていることに対して、分かりにくいというような現実があると思います。例えば、給与所得者ですと、特別徴収税額として、このお金の中で、今まで県民税が1,000円のところが1,500円となっています。だいたい普通の人というのは、自分の税金をそんなに計算しませんから、給与所得者は、おそらくそういうようなものがないのではないか、と思います。ただ、これが消費税ですと、今まで100円のものが105円になるように、きわめて分かりやすいので、そういう意味では、税を負担する側にとって、税をどう使われているのか、ということはとても密接にあるのですけれど。

今度の場合は、500円ということもありますし、年に1回ということもありますので、もしかしたら納税者の方に大きな意識を生んでいないのかもしれませんけれども、我々としては、納税者である県民の方々が、仮にそういうかたちで余り意識をされていなくても、それを知らないことに乗じて税金をとっている姿は好ましいことではないので、この委員会においては、お目付役というか、そういった観点でご意見をいただきたいと思います。

それから、今、森林整備課長からも申し上げましたけれど、今回は、今年こういうものをやります、ということで、こういうものをやりました、こうなりました、というものは、まだものが出来ていないわけです。今後、年に2回ほど委員会をやっていきますけれど、その中では、こういうものをやります、ということのほかに、こういうようなことをやりました、というようなことをお示しして、出来るだけ目に見えるかたちで効果のほうをお出ししていきたい。そして、その過程で、いろいろなご意見を伺って、今後の事業展開をどうしていくか、ということにご意見を活かさせていただきたいと考えております。

委員:

先ほどの委員のご意見の捉え方の一部が、全体と違っていたのではないかな、と思うので。もし、間違っていたら許してください。ビジョンというものに関してですけれども、多分、進行形のことをおっしゃっていたのだと思うのです。今、部長のほうから、「こういうことをやります」という未来形、それから、「こういうことをやりました」という過去形というものがあったのですけれども、パブリシティということを考えるのであれば、「こういうことをやっています」という部分が、一番大事なことになってくると思います。山梨は、特定少数です。80万人しかいません。これを、全国版で1億2千万人に周知させようとすることは難しいことですけれど、相手が80万人だったら特定少数でねらい撃ちにしていって、進行形で「今、こういうことをやっています」ということをどんどん伝えていくということが効果的にも大きいと思うので、その辺の対策をお願いします。

委員長:

今年の事業の概要についての意見は、だいたい出つくしたようですね。

私も、ひとつ意見を言わせていただきます。皆さんがおっしゃったことは、私もほとんど同意する意見として思っています。その他に、私はこう感じました。森林環境という言葉なのですけれども、内容というものが非常にあやふやですね。はじめから聞いてみますと、どういうものをもって森林環境とするか、あるいは森林環境の良い悪いということについて、もう少しイメージをしっかりされたほうが良いと思います。言葉としては、非常に概念的で抽象的で分かりにくいことなのです。それをしっかりしていないと、1年たったときに、この税金はこういうことをするもので、これだけ効果ありましたよ、という時に、その森林環境という言葉の内容があやふやだと、自己評価も出来ないし、あるいは、人に説明することも出来ない、ということです。森林環境という内容について、もう少し分かりやすくというか具体的にされたほうがいいのではないか、と思います。

それから、もうひとつは、いろんな問題が目の前にあると、これもやらなくてはいけない、あれもやらなくてはいけない、ということなのですけれど。私、森林というものは、あまり、駄目だからこうやればすぐ良くなる、そういう性質のものではなくて、非常に時間がかかると思うのですよ。絶対に何をやるにしても必要なものは調査だと思うのですよ。データを集めるということですね。今、虫の問題が起こっている。じゃあ、虫を退治するだけだ。そういうことではなくて、まず虫がどういう状態で、どうなっているかという調査ということが必要なのだと思うのですね。森林の植物も樹木も、それから動物も水も。やはり、調査資料というものをいかに実行主体が持つか、ということが重要だと思うのですね。これは、山梨県は立派な森林環境の研究者もなかにおられますから、そういったことをされて、こんな状態だからこそ、こういう事業をやるのだという、データをきちっとしないと、この税金は県民がなかなか理解できない。この2点です。

それでは、この辺で議題の2番目の今年度事業の概要について、ディスカッションを終わります。いろいろな意見が出まして、議論いただいたと思います。すぐに実行できるもの、あるいはこれから検討課題となるものについて、精一杯ご検討いただきたいと思います。

(4) その他

委員長:

最後になりますけれど、その他ということで、何でも結構ですから、ご意見いただければと思います。

委員:

大切なのは、何に重点を置いてターゲットに語りかけるかというと、分かってもらえるか、分かってもらえないか、ということです。そういうことでいくと、例えばこのパンフレットを見ましてね。失礼な言い方なのですが、デリカシーに欠けているのではないか、と。この文々で迫られても、じゃあ頷くのか、と。小学生、中学生ならそうかもしれませんけども、大人でもなかなか頷けないのではないか、と。変な例ですけれども、昨日、猟師の方が、「駆除した鹿の有効利用というようなことを言われて鹿肉を食いたくない」と。命のやりとりとまで大げさなには言わないけれども、山に行って撃ってきた鹿を、それを自分で抱えて肉だからといって、あげるのだったらみんな喜んでもらってくれるけれども、今は誰も鹿肉を取ってきてももらってくれない。そのおおもとの部分で駆除した鹿肉の有効利用という、ことと同じ。あともう1点は、鹿肉は身にするのが大変ですから、ペティナイフでどんどんと捌いていくということを出来る人達が少なくなっているということ。森に対応できなくなっている人達が、森の近辺に住んでいる人でも多いのです。そういうことがあると思います。パブリシティを打っていくのであれば、もっと平易な言葉を使っていただきたいということ。

あと1点ございます。僕は、3年前、ある県の育樹祭の番組を5本と3本のDVDの記録なんかを作っ ていたのですけれど、その時に小さな町の森林組合に22歳の女性がいました。彼女は、その森林組合に 短大を卒業してすぐに勤めました。勤めたといっても、事務職ではありません。現場です。林業に従事し ていました。僕は、彼女が林業に従事して1年数ヶ月目に知り合って、彼女を主人公にして番組を作った のですけれども、一番したい質問をぎりぎりまでしないで、ずっととっておいて、彼女とかなり仲良くな った時に「何で林業に就いたの」という質問をしたんです。それも、彼女が一日仕事をして、チェーンソ ーを抱えて山を下りてきた時に。そうしたら、彼女が、「林業って格好いいと思いませんか」と。何を言っ ているのか分からなかった。それで、「林業って格好いいですか」とオウム返しにしたのです。そうしたら、 その次は、彼女は「林業って格好いい。そう思いませんか?」と。これね、全然発想が違うのです。22 歳の女の子は、もう林業が格好いいと思っている。そういう女の子もいるのです。東京生まれ、東京育ち で短大卒業して、いきなり田舎の小さな森林組合に入った女の子が、これまで他の大人が、僕達が一言も 言わなかった「林業って格好いい」ってことを、現場で一緒に仕事をしていながら言っているわけですよ ね。ですから、ひょっとすると、今からやらなくてはならないことは、とってもみんなに興味があること ではないかな、と。山梨県民だけでなくて、日本人なら誰でも、大きな興味を持って、迎え入れられるこ とではないのかな。その辺の部分を常に持っていて。志だと思います。志をきちんと持った税対策、税の お願いという部分をしていただきたいと思います。

委員:

今の委員の話ではないですけれども、山梨県は今、学校林に非常に力を入れていただいていて。私どもがやり始めました10何年前は、学校林というものはほとんど知れわたっていない。ところが、今は、学校林が非常にいいですね。まさしく、その通りです。学校林の子供達が、業者さん達のお力をお借りして私達も伐倒やなにかをやっているのですけれども、「格好いい」って言うのですね。「林業格好いい」って言うのですよ。「あのおじちゃん格好いい」っていうのですよ。それでまた、その部分のなかで林業に携わっている人達が、一人ひとり孤独な仕事をしている人達が元気になって。今、私は業者さんがいなければ私の仕事は出来ませんけれども、そんなふうに学校林の活動をこれだけ広めていただいたということは、非常に効果がある。それから、私が、いつか飲み屋さんで学校林をやっている仲間と打ち上げか何かをやっていましたらね。私は声が大きいものですから、飲むと余計大きくなっていろんな学校林の話をしていたら、となりの席のお客さんは梨大生だったのです。学校林経験者だっていうのですよ。それでまた意識が盛り上がっていって。

この間、ある人から聞きまして、学校林の経験者が非常に増えてきている、と。それは研究者の方なの

ですけれども、そんな報告もありましたりするので、学校林の効果というのは非常にあるし、知らない人に知っていただくという部分では、非常に効果があったことだろうと思います。そういう意味で、学校林をやっていただいているものには感謝いたします。

それから、もう一つお願いなのですけれども、先ほどから、皆さんから素晴らしい意見が出ていますけれども、私の方も森を整備する時に生物多様性の先生方、専門家から、「君たちがやっていることは順応型管理といって、もっとも今大事なことなんだよ」という評価をいただいています。それを県有林のところでやらせていただいているような、実行をして、調査をして、その結果をまた皆さんで話し合って、常に状況に合わせて変化をしているわけです。普通は、私どもも、何億という仕事をさせていただいて、企業とですからこんなことはあり得ないわけですけれども、そのためには計画性が非常に重んじられたわけです。が、自然を相手にする時には、必ず、委員長が先ほどおっしゃった調査と、そのデータをもって次にどうしていくかという柔軟性をもたなければ駄目だということを、私どもは経験させていただいた。それが非常に生物多様性の自然を相手にした管理では、非常によろしいということで評価をいただきました。

それと同じで、この環境税は、新しい税が初めてできたことですから、この委員会とかなんとかというものは、すでに、申し訳ないのですけれども、ここで意見を述べてもほとんど反映されない。既に決まっているというものが提示されてしまっているという状況が、行政の部分では仕方がないことかもしれませんけれども、新しい税を導入したのと同時に、せめてこの委員会は順応型管理ではないですけれども、そういうものを常に反映しながら、この5年間の経過を見ていただくような委員会に是非していただきたい。この意見が反映されるような委員会にしていただければ、私どももここに来る価値があるし。皆さんのご意見を今日聞いていても、随分議論してきた話でしたよね。過去にも議論されているような内容ですけれど、まだ、新しい方は、やっぱりそういうことを言って、その時は思いますので。是非、順応型管理の委員会として、なりたつような柔軟性をもっていかなければと思い、お願いをします。

委員:

今、私たちが一番感じているのは、自然の変化だと思います。この異変を子供達に分かってもらうには、 森の大切さとか、自然に関する知恵をもっともっと子供達に教えていくべきではないかな、と思いますの で、是非、この環境税を機会に、森の大切さや空気、水の大切さを子供達に知っておいて欲しいと思いま す。

委員長:

よろしいですか。

それでは、今日の会をこれで終わりにしたいのですけれど、今日、私が感じたのは委員の皆さんが、非常に意気込みが高いというか、県の事業に非常に多くの意見を持っていらっしゃる。それを何とかですね、応援して実際の役に立つものにしていこうという意気込みがひしひしと感じられるものでした。どうもありがとうございます。それでは、県の当事者も、なかなかこれに応えるのは楽じゃないと思いますけれど、出来る限りお願いいたします。また、年に何回かあるわけですから、その時にまた、今日のような活発な意見をお願いしたいと思います。今日は、御協力ありがとうございました。

以上